

総 監 第 1 2 0 号  
平成 2 7 年 3 月 1 3 日

総 社 市 長  
総 社 市 議 会 議 長 様  
総 社 市 教 育 委 員 会 委 員 長  
総 社 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長  
総 社 市 農 業 委 員 会 会 長

総社市監査委員 池 上 賢 太 郎

総社市監査委員 津 神 謙 太 郎

#### 定期監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により，平成 2 6 年度定期監査を実施したので，その結果を同条第 9 項の規定により，次のとおり報告します。

平成26年度

定期監査結果報告書

総社市監査委員

## 目 次

1.	監査の期日及び対象 .....	1
2.	監査を実施した監査委員名 .....	2
3.	監査対象年度 .....	2
4.	監査の方法 .....	2
5.	監査の結果 .....	2
	・ 全般的事項 .....	2
	・ 秘書室 .....	3
	・ 総務部 .....	3
	・ 市民環境部 .....	5
	・ 保健福祉部 .....	6
	・ 産業部 .....	8
	・ 建設部 .....	9
	・ 水道部 .....	9
	・ 山手支所 .....	10
	・ 清音支所 .....	10
	・ 臨時福祉給付金等支給対策室 .....	11
	・ 消防 .....	11
	・ 議会事務局 .....	11
	・ 選挙管理委員会事務局 .....	11
	・ 農業委員会事務局 .....	11
	・ 教育委員会事務局 .....	11
6.	監査委員の意見 .....	13

## 1. 監査の期日及び対象

平成26年5月1日から平成27年1月26日まで次のとおり実施した。

実施年月日	監査の対象
H26年 5月 1日～5月 2日	西出張所, 北出張所, 昭和出張所
5月 8日	議会事務局
5月 9日	選挙管理委員会事務局
5月16日	農業委員会事務局
5月20日	山手支所
9月24日	健康づくり課
9月25日	福祉課
9月26日	介護保険課
9月29日～9月30日	こども課・総社保育所
10月 1日	図書館・視聴覚ライブラリー
10月 3日	学校教育課
10月 6日～10月 9日	幼稚園(秦, 神在, 久代, 山田, 総社南) 小学校(秦, 神在, 総社西) 中学校(総社)
10月 8日～10月 9日	総社西学校給食共同調理場
10月17日	文化課, 総社吉備路文化館
10月22日～10月24日	総合文化センター, 中央公民館, 東公民館, 山手公民館, 清音公民館
10月27日～10月28日	庶務課
10月29日	生涯学習課
10月30日	臨時福祉給付金等対策室
11月 4日～11月 5日	商工観光課・きびじつるの里
11月 4日～11月 5日	企業誘致対策室
11月10日	地域応援課
11月11日	土木課
11月12日	都市計画課
11月18日	建築住宅課
11月25日	清音支所
11月27日	農林課
12月17日～12月18日	下水道課・下水処理場
12月19日	上水道課
12月24日～12月25日	人権・まちづくり課・上林会館
12月24日～12月25日	そうじゃ吉備路マラソン推進室
H27年 1月 6日	環境課・一般廃棄物最終処分場
1月 7日	市民課

実 施 月 日	監 査 の 対 象
1月 8日	税務課
1月 9日	企画課
1月13日	財政課
1月16日	秘書室
1月19日～1月20日	契約管財課
1月22日	消防本部, 消防署・西出張所
1月26日	総務課

## 2. 監査を実施した監査委員名

池 上 賢太郎  
津 神 謙太郎

## 3. 監査対象年度

平成26年度

## 4. 監査の方法

平成26年度における財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、監査対象部署に事前に業務概要書の作成を依頼し、関係職員から説明を聴取するとともに、提出のあった関係書類の調査を実施した。

また、前年度定期監査で改善等指摘した事項が、適正に処理されているかどうかについても留意して監査した。

## 5. 監査の結果

監査の結果、概ね良好と認められたが、一部において改善等を要する事項が見受けられた。全般的事項及び個別事項については、次に記述したとおりである。なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘し、検討・改善するよう指導したので記述を省略した。

### 《全般的事項》

#### (1) 契約事務について

平成25年度定期監査において、総社市契約規則第14条別表に定める額を超えた随意契約について監査した結果、平成25年11月末時点で随意契約件数は283件で、

全体契約件数に占める割合は 52.5%と高い比率を占めており、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の規定に則った運用を行うよう指摘しているところである。

平成 26 年 12 月末現在での随意契約を再度調査した結果、随意契約件数は 289 件で、全体契約件数に占める割合は 51.2%であった。昨年度の指摘以後、23 件の随意契約が入札へと移行されており、一部改善されてはいるが、依然として随意契約件数は多く、随意契約理由も、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による専門性や信用性など抽象的な表現が多く見受けられた。随意契約はあくまでも例外的な契約であり、地方自治法施行令等に定められている条件以外は入札による契約が基本であることを十分に認識され、契約にあたっては、施行令等に基づき適切な契約が行えるよう、すべての随意契約について再度見直しをされたい。

## (2) 収入・支出事務について

各部にわたって、現金出納簿の記載不備等に関する事、前渡資金整理簿記載不備等に関する事など、多くの事例が見られた。現金出納に関する事務については、より厳重に取り扱われたい。

## ≪個別事項≫

### ◎秘書室

総体的には概ね良好に処理されていました。

### ◎総務部

#### 【企画課】

総体的には概ね良好に処理されていました。

#### 【総務課】

##### (1) 職員コンプライアンスについて

平成 25 年度に発生した官製談合問題を受け、平成 26 年 9 月 19 日に総社市職員コンプライアンス条例が制定されたが、職場内でのコンプライアンスに対する徹底が重要であり、明るい職場環境づくりと同時に職員一人ひとりの意識改革の徹底に努められたい。

##### (2) 契約事務について

ア 平成 25 年度定期監査でも指摘しているが、人事考課制度研修実施委託、総社市職員採用試験（2 次）適性検査結果診断業務委託契約、コンプライアンス研修業務委託契約について、契約期間が 1 箇月を超える契約にもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書を提出させていた。総社市契約規則に基づき契約書を作成されたい。

イ 「大型無停電電源装置（UPS）保守点検委託」「AO コピー機賃貸借契約」について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約をしているが、予定価格が総社市契約規則第 14 条別表の金額を超えていないことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を適用されたい。

##### (3) 郵券の取扱いについて

郵券受払簿の残数と実際の数量が一致していなかった。郵便切手の保管にあたっては郵券受払簿に受払いをその都度記入したうえで、適宜確認を行い適正に管理されたい。

(4) 適正な人員配置について

職員定数条例に基づき、職員の適正な人員配置を行い、職場環境の改善に努められたい。

**【財政課】**

総体的には概ね良好に処理されていました。

**【契約管財課】**

(1) 収入事務について

ア 会計管理者からつり銭を交付されているが、つり銭管理者である出納員は現金出納簿につり銭の記載をしていなかった。「総社市つり銭の取扱いに関する要領」に基づき、出納員は自ら現金出納簿につり銭について記載し保管している現金を把握されたい。

イ 証明手数料について、分任出納員が収入し、分任出納員の現金出納簿に記載すべきところが、出納員の現金出納簿に記載されていた。整合性がとれていないので事実に基づいた事務処理をされたい。

(2) 支出事務について

ア 資金前渡の精算について、総社市財務規則第 56 条の規定によると、資金前渡者は支払いを完了したときは、5 日以内に精算しなければならないことになっている。しかしながら自動車重量税について、4 月 15 日に支払いを完了しているが、12 月 19 日に精算されていた。また駐車場使用料について 11 月 11 日に支払いを完了しているが、12 月 16 日に精算されていた。適正な事務処理をされたい。

イ 公用車のリースについて、債務負担行為により複数年リースの予算措置をしているが、2 年目以降の各月支払いにおいて、支出負担行為決議書兼支出命令書での支払いを行っていた。公用車のリース契約は長期継続契約ではなく、支出負担行為決議書兼支出命令書での支出はできないので事務処理には注意されたい。

(3) 契約事務について

ア 市庁舎等冷暖房設備等保守点検業務委託契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、「専門的知識、技術的知識を持ったものが専用の特殊器具等を使用し、履行する必要がある」として随意契約としているが、これらの理由では地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を十分満たしているかどうか疑問である。市民に対する説明責任を果たすうえからも、競争原理を導入できる入札へ移行を検討されたい。

イ 総社市庁舎等夜間管理業務委託において、予定価格が予算額を超えて設定されていた。予算額を超えての予定価格は設定不可なので注意されたい。

**【税務課】**

(1) 収入事務について

市税について、現金出納簿に記載されていた払込日と実際の払込日が異なっているもの、金額、収入日の誤記、また試乗用標識交付手数料について、現金出納簿に記載されていた払込日と実際の払込日が異なっているもの、収入日の誤記が見受けられた。現金出納簿は、現金管理の原簿をなすものであることから適正な事務処理をされたい。

(2) 契約事務について

ア 軽自動車税納税通知書兼領収証書（一般）シーラー対応システム開発業務委託契約及び軽自動車税納税通知書（口座）シーラー対応システム開発業務委託契約について、いずれも予定価格が20万円未満の契約として同じ日に同一業者と1者で随意契約されていた。同一のシステムの開発業務であり分割で契約する理由が見当たらないことから一括で契約されるよう検討されたい。

イ 確定申告入力作業等事務従事者派遣業務及び確定申告受付作業等事務従事者派遣業務委託契約について、平成26年11月4日付けの契約分において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し随意契約としている。しかし、3者から見積りを徴していることから同規定を十分満たしているかどうか疑問である。市民に対する説明責任を果たすうえからも、競争原理を導入できる入札へ移行されるよう検討されたい。

◎市民環境部

【そうじゃ吉備路マラソン推進室】

そうじゃ吉備路マラソン実行委員会への支出負担行為等事務処理については、適正に処理されていました。

【環境課】

(1) 収入事務について

総社市財務規則第85条において、分任出納員は所属の出納員に印鑑届を届け出ておかなければならないことになっているが届出されていなかった。適正な事務処理をされたい。

(2) 支出事務について

自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料について、資金前渡しているが前渡資金整理簿に記載されていなかった。資金の前渡を受けた者は、この整理簿によりその状況を明らかにしておかなければならないことになっているので適正な事務処理をされたい。

(3) 契約事務について

ア ふるさと自然のみち除草並びに周辺整備業務委託契約において、5回に分けて委託契約されているが、合計金額は総社市契約規則第14条別表第6項を超える金額となっている。分割で契約する理由が見当たらないことから一括で契約されるよう検討されたい。

イ 一般廃棄物最終処分場残余容量調査委託契約について、契約期間が1箇月を超える契約にもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書を提出させていた。総社市契約規則第16条に基づき契約書を作成されたい。

ウ 大谷廃棄物捨場管理業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約されていた。この規定により契約をするため、市は総社市契約規則第14条の2第1項に基づきあらかじめ公表し、平成26年4月1日に契約を締結していた。しかし、契約を締結した後に実績を公表することも総社市契約規則第14条の2第2項の規定に基づき必要とされているが、公表はされていなかった。適正な契約の手続きをされたい。



## 【一般廃棄物最終処分場】

収入事務について

一般廃棄物最終処分場の分任出納員に 15,000 円のつり銭が保管されていたが現金出納簿につり銭の記載がされていなかった。また残高の記入について、払込のあった日のみ記入されていたが収入のあった日々残高を記入されたい。現金出納簿は現金管理の原簿をなすものであることから適正な事務処理をされたい。

## 【人権・まちづくり課】

(1) 収入事務について

住宅新築資金等貸付金償還金について、分任出納員が預かり証を発行して受領しているが現金出納簿に記載されていなかった。現金出納簿は、現金管理の原簿をなすものであることから適正な事務処理をされたい。

(2) 支出事務について

総社地区国際社会対策連絡協議会負担金 3,000 円を平成 26 年 6 月 12 日に資金前渡しているが前渡資金整理簿に記入されていなかった。資金前渡を受けた者は、この整理簿によりその状況を明らかにしておかなければならないことになっているので適正な事務処理をされたい。

(3) 契約事務について

ア 服部駅南駐車場管理等清掃委託契約について、随意契約の締結理由が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号となっているが、この業務は、市が総社市契約規則第 14 条の 2 の規定に基づき、シルバー人材センターとの契約として公表している。よって、この業務の随意契約理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号によるものである。改善されたい。

イ 防犯灯取替修繕及び既設防犯灯撤去の見積書について、複数の業者から徴しているが見積年月日が漏れていた。業者に対して見積依頼を行ったとき、見積書提出期限を定めている以上、見積年月日のもつ重要性を認識され、適正な事務処理をされたい。

## 【上林会館】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 【市民課】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 【北出張所・西出張所・昭和出張所】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## ◎保健福祉部

### 【健康づくり課】

(1) 収入事務について

所管の 4 施設に敷設されている電柱、支線に係る電柱敷使用料について、収入調定通知書起票時に設定の納期限がそれぞれ 6 月末日、7 月末日となっていることにより、7、8 月の納入となっていた。電柱敷使用料は総社市行政財産使用料徴収条例第 5 条に

より前納することと規定されているので、適正な納期限を設定するよう改善されたい。

(2) 契約事務について

総社市保健センター、総合福祉センター冷暖房設備保守点検業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、「業務内容が特殊であり、契約の相手方が限定される」として随意契約としているが、これらの理由では地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を十分満たしているかどうか疑問である。市民に対する説明責任を果たすうえからも、競争原理を導入できる入札への移行を検討されたい。

## 【福祉課】

(1) 収入事務について

ア 生活保護費返還金督促手数料について、6月に2件、7月に4件納付されていたが収入調定されていなかった。総社市財務規則第25条に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 現金出納簿について、生活保護費返還金を5月7日、8月28日、9月3日に収入しているが記入されていなかった。現金出納簿は、現金管理の原簿をなすものであることから適正な事務処理をされたい。

(2) 契約事務について

清音福祉センター冷暖房・温水ボイラー保守業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、業務内容が「専門的かつ高度な技術が必要であり、当該ボイラーに精通した業者への委託が効率的なため」として随意契約としているが、これらの理由では地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を十分満たしているかどうか疑問である。市民に対する説明責任を果たすうえからも、競争原理を導入できる入札への移行を検討されたい。

(3) 財産管理事務について

行政財産目的外使用簿について、清音福祉センターの目的外使用を平成26年5月8日に許可されているが記載されていなかった。総社市財産規則第10条第4項に基づき記載し整理されたい。

## 【こども課】

(1) 収入事務について

ア 保育所保育料督促手数料について、4月1日から9月26日までに11,650円納付されていたが収入調定されていなかった。総社市財務規則第25条に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 現金出納簿について、本来これに記入されるべきでない、金融機関において収入されている証明手数料（4月15日、4月30日分）が記入されていた。また金額、収入日の誤記等が見受けられた。現金出納簿は、現金管理の原簿をなすものであることから適正な事務処理をされたい。

ウ 電柱敷使用料について、平成26年3月5日に許可しているが賦課されていなかった。総社市行政財産使用料徴収条例第5条により前納することと規定されているので適正な事務処理をされたい。また、行政財産目的外使用簿については、納入されていないにもかかわらず収入月日が記入されていた。嚴重な事務処理をされたい。

## (2) 契約事務について

母子保健事業に係る審査支払事務委託について、平成26年4月1日付けで一部再委託承認届が提出されているが、文書として受付印、供覧がなく、また承認の決裁及び相手方への通知もされていなかった。契約時の個人情報取扱特記事項に基づき、承認の決裁や相手方への通知を行う等、適正な事務処理をされたい。

## 【総社保育所】

### 収入事務について

現金出納簿について、分任出納員が休暇を取得した日付で現金の出納を記入されているものが見られた。また、数日間で収入した金額を金融機関にまとめて払い込んだ日を収入日欄へ記入し、残額欄も空白としていた。実際に収入した日ごとに記入されたい。現金出納簿は、現金管理の原簿をなすものであることから適正な事務処理をされたい。

## 【介護保険課】

### (1) 収入事務について

介護計画作成等に必要な資料発行代金の収納において、現金出納簿に記載されていた払込日と実際の払込日である領収証書の領収日付印の日付とが異なっているものが5件、また、介護保険料の現金出納簿への記入漏れが1件あった。現金出納簿は、現金管理の原簿をなすものであり、数日まとめて払い込んだ場合、記入誤りなどが生じやすくなるため、公金の収納は速やかに処理されたい。

### (2) 契約事務について

地域包括ケアアドバイザー委託(総社市高齢者・障がい者虐待防止アドバイザー契約)において、委託業者が限定されることから1社と随意契約し、見積書を徴していない。見積書を省略する理由が一般的な経費と比較して適当であるためとしているが、総社市契約規則第14条の3第1項のただし書きを適用するのに十分な理由かどうか疑問である。見積書を徴収されたい。

## ◎産業部

### 【農林課】

#### (1) 支出事務について

前渡資金整理簿について、農業農村整備事業地域推進会議負担金2,000円を平成26年11月30日に資金前渡しているが記入されていなかった。資金前渡を受けた者は、この整理簿によりその状況を明らかにしておかなければならないことになっているので適正な事務処理をされたい。

#### (2) 契約事務について

土地賃貸借契約書について、収入印紙の貼付が漏れていた。印紙税法の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

### 【商工観光課】

#### (1) 収入事務について

所管する駐車場など5箇所に敷設されている電柱等の電柱敷使用料について、平成26年4月1日に許可しているが賦課されていなかった。総社市行政財産使用料徴収

条例第5条により前納することと規定されているので適正な事務処理をされたい。

(2) きびじつるの里の委託業務について

平成19年度の定期監査でも指摘したが、「きびじつるの里」については職員が常駐しているにもかかわらず、総社市事務分掌規則に商工観光課の事務として定められておらず、現在も施設管理全般を委託して運営している。今後運営について、委託契約の業務内容と委託金額をより精査し、職員による事務と委託によるものの区別の明確化を検討されたい。

**【企業誘致対策室】**

総体的には概ね良好に処理されていました。

◎ 建設部

**【地域応援課】**

契約事務について

中央井手本線外15線除草等委託料の随意契約の締結理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号となっているが、この業務は、市が総社市契約規則第14条の2の規定に基づき、シルバー人材センターとの契約として公表している。よって、この業務の随意契約理由は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号によるものである。改善されたい。

**【土木課】**

総体的には概ね良好に処理されていました。

**【都市計画課】**

契約事務について

常盤公園外清掃等維持管理業務1,152,000円について、起案中に予定価格の定めについて記入されていなかった。同様の事例がほかに3件あり、総社市契約規則第14条の3第2項に基づき予定価格を設定されたい。

**【建築住宅課】**

収入事務について

現金出納簿について、監査日当日に担当課において保管している現金6,100円を確認したが帳簿に記入されていなかった。また市営住宅使用料を5月28日に収入しているが同様に記入されていなかった。さらに受領日の誤記やコピー代の金額の誤記も見受けられた。現金出納簿は、現金管理の原簿をなすものであることから適正な事務処理をされたい。

◎ 水道部

**【下水道課】**

(1) 収入事務について

ア 現金出納簿について、数日間の収入をまとめて記入しているもの、払込日の誤記が見

受けられた。現金出納簿は、現金管理の原簿をなすものであることから適正な事務処理をされたい。

イ コピー代を受領しているが、納付書の領収印の漏れているものが見受けられた。適正な事務処理をされたい。

(2) 契約事務について

農業集落排水処理施設江崎浄化センター清掃管理業務、統合型下水道台帳システム保守委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定において随意契約をしているが、予定価格が総社市契約規則第14条別表の金額を超えていないことから地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を適用されたい。

## 【下水処理場】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 【上水道課】

(1) 支出事務について

徴収手当てについて、11月20日に水道料金の訪問徴収に2名従事しているが支給されていなかった。適正に支給されたい。

(2) 契約事務について

ア 福井配水池敷地内等の除草委託契約について、契約期間が1箇月を超える契約にもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書を提出させていた。総社市契約規則に基づき契約書を作成されたい。

イ 水道施設除草等業務委託契約について、随意契約の締結理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第7号となっているが、この業務は、市が総社市契約規則第14条の2の規定に基づき、シルバー人材センターとの契約として公表している。よって、この業務の随意契約理由は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号によるものである。改善されたい。

ウ 再検針事務等委託契約において、第1期から第5期に分けて委託契約しているが、合計金額は総社市契約規則第14条別表6項を超える金額となっている。分割で契約する理由が見当たらないことから一括で契約されるよう検討されたい。

(3) 郵券の取扱いについて

郵券受払簿の残数と実際の数量が一致していなかった。郵便切手の保管にあたっては郵券受払簿に受払いをその都度記入したうえ、適宜確認を行い適正に管理されたい。

## ◎山手支所

総体的には概ね良好に処理されていました。

## ◎清音支所

その他事務について

自動車臨時運行許可業務について、臨時運行許可証に公印が押されていないものが2件見受けられた。適正に事務処理されたい。

## ◎臨時福祉給付金等支給対策室

総体的には概ね良好に処理されていました。

## ◎消防

### 【消防本部】

#### (1) 収入事務について

現金出納簿の作成について、歳入の費目ごとに作成されていたが、分任出納員ごとに作成されたい。また記入内容について、払込日が記入されていなかったため、実際に金融機関に入金した日を記入されたい。現金出納簿は、現金管理の原簿をなすものであることから適正な事務処理をされたい。

#### (2) 契約事務について

消防庁舎冷暖房設備等保守業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、「専門的知識と技術を要し、かつ当該設備の構造及び性能を熟知していなければ実施できないこと」として随意契約としているが、これらの理由では地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を十分満たしているかどうか疑問である。市民に対する説明責任を果たすうえからも、競争原理を導入できる入札への移行を検討されたい。

## ◎消防署・西出張所

総体的には概ね良好に処理されていました。

## ◎議会事務局

総体的には概ね良好に処理されていました。

## ◎選挙管理委員会事務局

総体的には概ね良好に処理されていました。

## ◎農業委員会事務局

総体的には概ね良好に処理されていました。

## ◎教育委員会事務局

### 【庶務課】

契約事務について

ア 総社東中学校特別活動室エアコン改修の見積書について、複数の業者から徴しているが見積年月日が漏れていた。業者に対して見積依頼を行ったとき、見積書提出期限を定めている以上、見積年月日のもつ重要性を認識され、適正な事務処理をされたい。

イ 市内小・中学校の自家用電気工作物保安管理業務契約において、契約書の発注者が教育長名となっている。総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則の規定に基づき、教育委員会名で締結されたい。

## 【学校教育課】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 【幼稚園】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 【小学校】

薬品の管理について

薬品の在庫管理は複数人で管理されたい。また、複数で点検した場合は、それぞれの印鑑を押印し責任の所在を明確にされ、厳重な管理に努められたい。(神在小学校)

## 【中学校】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 【総社西学校給食共同調理場】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 【生涯学習課】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 【中央公民館】

収入事務について

中央公民館冷暖房使用料について、8月26日に収入しているが現金出納簿に記入されていなかった。また収入から払込みまでに長い時で1箇月近く要していた。公金の安全管理面から事務所内に公金を保管しないよう速やかに払込みされたい。現金出納簿については、現金管理の原簿をなすものであることから記入漏れのないよう適正に事務処理をされたい。

## 【東公民館】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 【山手公民館】

### (1) 収入事務について

山手公民館施設使用料について、収入から払込みまでに長い時で1箇月を超えていた。公金の安全管理面から事務所内に公金を保管しないよう速やかに払込みされたい。

### (2) 契約事務について

冷暖房設備等保守点検業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、「専門的知識、技術経験、状態把握、専門工具等が必要であり、業務内容が特殊であるため」として随意契約としているが、これらの理由では地方

自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を十分満たしているかどうか疑問である。市民に対する説明責任を果たすうえからも、競争原理を導入できる入札への移行を検討されたい。

### 【清音公民館】

収入事務について

施設使用料等について、出納員の領収印で収入しているが分任出納員の現金出納簿へ記載されていた。整合性がとれていないので事実に基づいた事務処理をされたい。

### 【図書館・視聴覚ライブラリー】

総体的には概ね良好に処理されていました。

### 【文化課・総合文化センター】

(1) 収入事務について

総合文化センターの出納員については、財務規則第81条別表3により副館長が出納員になるべき者と規定されている。しかしながら、出納員に提出する印鑑届の宛名及び現金出納簿の出納員確認印が、主務課長となっていた。適正な事務処理をされたい。

(総合文化センター)

(2) 契約事務について

ア 狩谷遺跡出土青銅製品・江崎古墳出土銀象嵌鏢付大刀保存処理業務委託において、予定価格が予算額を超えて設定されていた。予算額を超えての予定価格は設定不可なので注意されたい。(文化課)

イ 総社市所蔵美術品額装業務において、契約期間が1箇月を超える契約であるにもかかわらず、請書を提出させていた。他にも同様の契約が3件あった。総社市契約規則に基づき契約書を作成されたい。(文化課)

ウ 総合文化センター冷暖房設備等保守業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、「専門的知識、技術経験、状態把握、専用工具等が必要であり、業務内容が特殊であるため」として随意契約としている。また、同様に市民会館舞台業務委託契約(照明・音響)についても専門性を理由に随意契約としているが、これらの理由では地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を十分満たしているかどうか疑問である。市民に対する説明責任を果たすうえからも、競争原理を導入できる入札へ移行を検討されたい。(総合文化センター)

### 【総社吉備路文化館】

総体的には概ね良好に処理されていました。

## 6. 監査委員の意見

○産業政策の推進について



総社市は自動車産業、食品産業、流通産業など多彩な企業が立地しており、今後も新たな企業の立地が望まれ、市担当部局が活発に企業誘致に取り組んでいることに敬意を表している。

また、現在、総社商工会議所と吉備路商工会は地場の企業や立地企業を含めた会員を対象に産業振興策を積極的に行っており、総社市からも各団体に対し必要な補助金を交付している。

しかし、総社市と総社商工会議所、吉備路商工会のそれぞれの産業振興について、十分連携が図られている状況ではない。

そこで、総社市が中心となって立地企業の意見などを踏まえ、岡山県立大学、総社商工会議所、吉備路商工会など産学官が連携した産業振興政策を企画立案し、それを推進することにより、総社市域のすべての産業振興を図り地域の活力の向上を目指されたい。

#### 主な産業振興政策

- 既存企業の経営革新、技術革新への支援
- 既存企業の連携等異業種交流による商品開発、販路開発支援
- 人材育成、労務対策支援
- 新たな企業誘致対策の推進（立地企業へのフォローアップ）
- ベンチャー企業の育成